

[事案 2021-179] 契約無効等請求

・令和4年4月13日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2021-65]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成18年12月に契約した医療保険（契約①）を解約して、平成28年2月に医療保険（契約②）を契約したが、以下等の理由により、契約②を無効とし、契約①に戻してほしい。

(1)契約時、募集人から、契約②の内容は契約①と全て同じであると説明を受けた。

(2)保険料払込免除特約が契約②に付加されていないことは知らなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、契約②について、パンフレットや設計書を用いて正しく説明している。

(2)保険料払込免除特約の内容について、設計書にもとづいて説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。